

福島市中小企業制度資金の条件変更の特例措置を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、最近の経済環境の変化により福島市中小企業制度資金（以下、「市制度資金」という。）の返済に困難をきたしている中小企業者に対し、市制度資金の条件変更の特例措置を定め、もって中小企業者の金融の円滑化及び市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる制度)

第2条 本要綱に定める特例措置を適用する市制度資金は、別表1のとおりとする。

(特例措置)

第3条 経済環境の変化により市制度資金の返済に困難をきたしている中小企業者に対し、条件変更の措置を講じることにより、当該中小企業者の経営の再生を図ることができると見込まれるときは、次のとおり取扱うことができるものとする。

(1) 融資期間の延長

条件変更を行う場合には、市制度資金の各々の要綱に定める融資期間の上限を超えて、別表2に定める期間を延長することができる。

(2) 据置期間の設定

条件変更を行う場合には、市制度資金の要綱の規定にかかわらず、前号の規定により延長された融資期間の範囲内で、据置期間を設定することができる。

2 次の各号に定めるものは、前項に定める融資期間を最長5年間追加で延長し、また、延長された融資期間の範囲内で据置期間を設定することができる。なお、対象となる市制度資金については別表3のとおりとする。

(1) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）

第42条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法第41条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号に規定する指導又は助言（同号口に係るものに限る。）に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条に規定する出資の業務により出資を行った同条に規定する特定投資事業有限責任組合の支援に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

(3) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協力銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

(4) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第48条第1項の認定を受けた認証紛争解決事業者が行う同法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続により策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

(5) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項に規定する支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画

(6) 前各号に準ずる計画であって、中小企業者等の事業の再生に関するもの

(特例措置の期限)

第4条 令和9年3月31日までとする。

(特例措置適用の報告)

第5条 市制度融資の取扱い金融機関は、第3条に基づく特例措置を講じた場合、速やかに特例措置適用報告書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

適 用	対象となる制度
第 2 条関係	福島市中小企業一般融資
	福島市中小企業小口融資
	福島市中小企業ゼロカーボン資金融資

別表 2

適 用	対象となる制度	期 限
第 3 条第 1 項第 1 号 関係	福島市中小企業一般融資	最長 3 年間
	福島市中小企業小口融資	最長 3 年間
	福島市中小企業 ゼロカーボン資金融資	最長 3 年間

別表 3

適 用	対象となる制度
第 3 条第 2 項関係	福島市中小企業一般融資
	福島市中小企業ゼロカーボン資金融資

福島市長

金融機関名
本支店長名
担当者名
電話番号

特例措置適用報告書

条件変更の特例措置を適用したので報告します。

借受者 (補助金受給者)	融資制度名	融資実行日	貸付金額	変更時の 貸付残高
		変更前の 完済予定日	変更後の 完済予定日	保証番号
(事業所名)			円	円
(代表者職氏名)				
(適用条文)				
<input type="checkbox"/> 融資期間の延長				
<input type="checkbox"/> 据置期間の設定（据置期間：____年____か月）				
<input type="checkbox"/> 要綱第3条第2項第____号関係（据置期間：____年____か月）				
(備考)				

※適用条文は、該当するもの全てにチェックしてください。

なお、要綱第3条第2項の規定を適用した場合は、該当する計画の写しを添付してください。

※事業所名・代表者職氏名・住所等の変更があった場合は、変更内容及び変更日を備考欄に記入してください。